⑼　企業結合確認資料についてのヒアリングを実施する場合は、その実施日時及び場所等を別途通知する。
⑽　技術提案書等の内容についての技術対話を実施する場合、その実施日時及び場所等は別途通知する。なお、技術対話を実施しない場合、ヒアリングの実施日時及び場所等は別途通知する。
⑾　技術提案書の提出がない又は適切でない場合は、交渉権者に選定されない。
⑿　技術提案書の改善事項の要請　阪神高速は技術対話時又は技術対話の終了後、競争参加者に対し速やかに改善要請事項を書面で提示するものとする。
⒀　詳細は、説明書による。

6　Summary

⑴　Official in charge of the contract of the procuring entity : Hirohito Endo, Director of Osaka Business and Maintenance Bureau of Hanshin Expressway Company Limited
⑵　Classification of the services to be procured : 41
⑶　Subject matter of the contract : Large-scale steel girder bridge renewal for removing vertical joint structure in Higashiosaka Route.
⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 4 : 00 P.M. August 8, 2018
⑸　Time-limit for the submission of Technical proposals : 4 : 00 P.M. September 25, 2018
⑹　Contact point for tender documentation : Contract and Accounting Group, General Affairs and Business Management Department, Osaka Business and Maintenance Bureau, Hanshin Expressway Company Limited, 3―1―25 Ishida, Minato-ku, Osaka, 552―0006 Japan TEL 06―6576―3881

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を含む））

次のとおり競争参加資格確認申請書の提出を招請します。

平成30年7月12日

阪神高速道路株式会社契約責任者
建設・更新事業本部長　今木　博久

◎調達機関番号　421　◎所在地番号　27

○平成30年阪神高速公告第20号

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　湊町・難波地区鋼製基礎大規模更新工事
⑶　本工事は、１号環状線、15号堺線（大阪市浪速区湊町付近）の高架橋を支持し、かつ、大阪地下街㈱など３者が所有する地下街函体上に設置される鋼製基礎について、供用中の阪神高速を通行止めすることなく、また交通量の多い複数の主要幹線道路（千日前通、御堂筋及び四つ橋筋）に面しており、終日の通行止めが不可能なため、路面覆工下の狭隘な作業空間において、鋼・コンクリート複合構造へ更新する工事である。また、公共工事の品質確保の促進に関する法律第18条に規定する「技術提案の審査及び価格等の交渉による方式」（以下「技術提案・交渉方式」という。）の設計交渉・施工タイプの試行工事であり、優先交渉権者として選定された者と設計業務の契約を締結した後、阪神高速道路株式会社（以下、旧阪神高速道路公団を含め、「阪神高速」という。）と優先交渉権者との間で締結される基本協定に基づき価格等の交渉を実施し、交渉が成立した場合には工事の契約を締結する。

①　設計業務

１）業務内容
設計打ち合わせ　１式
設計計画　１式
現地調査　１式
設計条件確認　１式
鋼製基礎詳細設計　１式
支承設計　１式
施工法検討　１式
施工計画・仮設計画　１式
計測計画　１式
協議資料作成　１式
照査とりまとめ　１式

２）業務期間　契約締結日の翌日から約９か月間
３）業務参考額　業務参考額については、競争参加者からの見積を踏まえて設定する。なお、参考額は単なる目安であり、契約金額を制限するものではない。

②　工事

１）工事場所　大阪府道高速大阪池田線（１号環状線）、大阪府道高速大阪堺線（大阪市浪速区湊町１丁目～大阪市中央区難波１丁目付近）
２）工事内容
工場製作工：約70ｔ
鋼製基礎更新工：１式
作業土工：９基､地盤改良工：１式､保護コンクリート撤去工：９基、支承部改良工：１基、防食工：１式、躯体コンクリート工：９基、防水工：１式、既設部材取替工：１式
復旧工：１式
仮設工：１式
共通仮設費：１式
３）工事期間　工事契約時に設定する。
４）工事参考額　約40億円（税抜）なお、参考額は単なる目安であり、契約金額を制限するものではない。

⑷　本工事は、すべての競争参加者から競争参加資格確認申請時に設計業務費見積書の提出を求める工事である。
⑸　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務づけられた工事である。
⑹　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥの対象工事である。
⑺　本工事は､本工事の契約締結実績について、今後発注される「技術的難易度の高い工事の受注実績評価対象工事」の技術評価項目において加点対象とする「技術的難易度の高い工事指定」の試行工事である。

2　競争参加資格

⑴　阪神高速道路株式会社契約規則（平成23年阪神高速規則第10号）第６条の規定に該当しない者であること。
⑵　一般競争参加資格の認定　設計業務の契約締結までに、下記に示す両方の資格を有すること。

①　阪神高速における測量・建設コンサルタント等の「土木設計」に係る平成29～32年度の一般競争参加資格
②　阪神高速における建設工事の「土木」又は「橋梁（メタル）」に係る平成29・30年度の一般競争参加資格

なお、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、阪神高速が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
⑷　企業の形態及び施工能力点

①　設計業務の場合　下記に示す単体又は２者による設計共同体であること。

１）単体の場合　設計業務の契約締結までに下記に示す両方の資格を有すること。
・阪神高速における測量・建設コンサルタント等の「土木設計」の認定
・阪神高速における建設工事の「土木」に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項について算出した点数（以下、「施工能力点」という。）が1,200点以上又は建設工事の「橋梁（メタル）」に係る施工能力点が1,150点以上

２）設計共同体の場合　下記の条件を満たしている者により構成される設計共同体であること。
ア）代表者は、上記１）に同じ。
イ）構成員は、設計業務の契約締結までに下記に示す両方の資格を有すること。
・阪神高速における測量・建設コンサルタント等の「土木設計」の認定
・阪神高速における建設工事の「土木」に係る施工能力点が1,200点以上又は建設工事の「橋梁（メタル）」に係る施工能力点が1,050点以上